



Title	犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動（3） - 観察と質問紙調査によって -
Author(s)	宮沢, 節生
Citation	北大法学論集, 30(3), 160-119
Issue Date	1979-12-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16289
Type	bulletin (article)
File Information	30(3)_p160-119.pdf



[Instructions for use](#)

犯罪捜査をめぐる

第一線刑事の意識と行動 (3)

——観察と質問紙調査によって——

宮 沢 節 生

目 次

第1章 序 説

第1節 本稿の課題と位置づけ

第2節 データ収集の経過

付録1 質問項目の内容と単純集計（以上、本巻第1号）

第3節 若干の方法論的問題

第2章 主要ケースに関する観察データ

第1節 派出所における捜査活動

第2節 盗犯関係の捜査活動（以上、本巻第2号）

第3節 強行犯関係の捜査活動

第1項 身柄を拘束しなかったケース

第2項 現行犯逮捕のケース

第3項 緊急逮捕のケース

第4項 通常逮捕のケース

第5項 要 約

第4節 暴力犯関係の捜査活動

第5節 要 約（以上、本号）

第3章 捜査行動の記述

第4章 捜査行動の説明

第5章 結 論

凡例：以下において、「幹部」とは、課長（警部）以上の者を意味し、「刑事」とは、係長（警部補）以下の者を意味する。また、A月、B月、幹部A、B、刑事C、Dなどの表示は、当該ケースの中においてのみ通用するものである。そのほか、生のデータの異なる部分の間や、生のデータと本文の間で、送り仮名や表現の調子などが異なることがある。

第2章 主要ケースに関する観察データ

第3節 強行犯関係の捜査活動

強行犯捜査¹⁾の対象は、殺人、強盗、強姦、傷害、暴行といった粗暴犯罪である。そして、すでに引用した盗犯捜査に関する発言の中で、その基本的な特徴も述べられていた。すなわち、発生したばかりの事件に総力を注入し、犯人を迅速に検挙する、ということである。

その特性は、幹部によっても認められている。「強行犯は、今起こった事件を今すぐ解決しなければならないから、チームで動くことになる」というわけである。したがって、刑事が他部門への応援を求められている場合でも、突発事件に備えて、強行犯係刑事は温存されなければならない。たとえば、ある労働組合による無届デモに関して多数の任意出頭が行なわれ、警備部門だけでは人員が足りずに刑事も動員された際、強行犯係刑事の大部分は、それから除外されていたのである。「スト関係捜査に応援しているが、凶悪事件に対応する態勢は残している」と、幹部も話していた。

そのように迅速さが要求されるとすれば、手続的な慎重さは、とかく無視される危険があるのではなかろうか。そこで、ある幹部が語るところによれば、「強行こそ抜け道になりやすい。それだからこそ、正攻法をとらせている」という。したがって、その「正攻法」がいかなるものであるのか、どこまで貫徹されているのか、検討すべきことになる。

そのような強行犯捜査に関しては、6件で、報告に足りる情報を得た。逮捕類型別では、在宅1件、現行犯逮捕1件、緊急逮捕2件、通常逮捕2件という割合である。ここでもまた、緊急逮捕の比重の大きさが、推測される。以下、逮捕類型別にケースを提示していこう。まず、在宅事件である。

1) 第一線捜査官出身の者が強行犯捜査の戦術的・捜査技法的な側面に力点を置いて詳細に述べたものとして、捜査研究、23巻7号、1974、1-11ページ

から、同、26巻12号、1977、59—69ページにかけて、30回にわたって連載された、網川政雄「強行犯の捜査指揮」がある。

第1項 身柄を拘束しなかったケース

〔ケース15〕

被疑者在宅のまま処理した嬰兒殺の事件。

- *A月22日、午前9時30分、署にて。〇〇で、民家のトイレから嬰兒死体が発見された、という連絡。刑事官、一課長、強行犯係長、強行犯2個班、鑑識2人と共に臨場。9時ごろ〇〇清掃事務所職員が発見。
- *午前10時40分、署に帰る。
- *午前11時20分、強行犯係長、「殺人ならびに死体遺棄、被疑者不詳」で、〇〇大法医学に鑑定嘱託。
- *午後1時30分、刑事A、署に帰る。
 - *刑事A：30すぎの娘がいる。太っていて、妊娠していても、わからない。近くの薬局から薬を買っている。〇〇のキャバレーでレジをやっていて、客と交渉があるかもしれない。3時ごろ帰るといふから、呼んで、きいてみよう。
- *午後2時10分ごろ、署にて。
 - *刑事B：もうじき被疑者が帰ってくるというから、刑事A、Cに行ってもらって、近くの薬局で事情聴取してから、容疑者を連れてきてもらう。
- *午後2時10分、刑事Dから連絡。鑑定処分許可状が取れた。
- *午後2時25分、現着。現場を見る。
- *午後2時37分、〇〇薬局へ。
- *午後3時15分、現場近くの喫茶店で待機。
 - *刑事C：やっぱりそうかい。
 - *刑事A：わからん、わからん。母親にそれらしいことをきいたところ、否定しているから。
- *午後3時30分、現場へ。家で被疑者と会う。
 - *刑事A：自分で。
 - *女：「4カ月になっているから、機械を使うので、1日入院しなきゃいけない」と言われて。
- *31歳、4人の子供。
 - *刑事C：13日、午前4時ごろだね。
 - *刑事A：ちょっと役所へ行ってきくから、来てくれるかい。
- *泣き始める。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

- * 刑事 A：心配することないから。くわしくきいてあげるからな。ここでは、子供たちもいるし、人も来るからな。母さんに言えばよかったのに。
- * 女：言えなかった。
- * 刑事 C：もう少し、やり方があったと思うよ。
- * 刑事 A：悪いようにしないから、正直にな。
- * 午後 3 時 40 分、署へ向かう。
- * 午後 3 時 50 分、署に着く。
- * 午後 4 時ごろ、署にて。
 - * 幹部 A：(刑事 C に) 9 日たっているね (犯行から)。留置に耐えられるんでないかい。〇〇病院に電話して、「留置に耐えられるかどうか、診察をお願いします」と連絡して。経産婦だもの、落ちるまで知らなかったということはないよね。(宮沢に) 先生ならどうします。逮捕しますか。
- * 午後 4 時 15 分、署にて。
 - * 刑事 C：普通ならダメだそうです (医師の返答)。
 - * 幹部 A：だから、診察してくれて。
 - * 刑事 C：ええ、そう頼みました。
- * 病院へ診察に連れて行くことにする。刑事 A, C, D が同行。
 - * 刑事 E：もし逮捕するのならば、まず弁解録取書をとって、続いて、かんたんな供述調書をとっておくことになる。
 - * 幹部 A：あれは、はっきり「殺し」です。
- * 午後 5 時 15 分ごろ、刑事 A から電話。2 週間の加療を要する。
 - * 幹部 A：じゃ、任意でやることになるね。
- * 午後 5 時 30 分ごろ、刑事 A らが病院から女を同行して戻る。
 - * 刑事 B：(刑事 A に対して) 長い間はできんな (取調)。1 時間以内にしなよ。(宮沢に) 案の定、過失だと主張している。経産婦である。母親にも内密にしていた。何ら出産準備をしていない。「そうであるとするならば、何ら育てる気はなかったことになるだろう」ときいた。便所で産んで棄てた。へそは、つめで切ったという。ところが、解剖所見では、へそは鋭利な物で切られている。死因は溺死。その点を詰める。殺人と死体遺棄だけれども、結局は起訴猶予ですね。
 - * 幹部 A：母親を呼んで、返して下さい。
 - * 刑事 B：送りますわ。
 - * 幹部 A：報道機関には名前を伏せてますから、絶対に言わずに下さい。
 - * 刑事 B：ええ。それから、へその切り方ですが、発見者の話では、中央部 (トイレの) に 20 センチくらい大便がたまっていたそうですから、その上に落ちたところを切ったんでしょう。

- * 幹部 B：犯意を否定するわけにはいかんよな。それでも、悪質じゃないよ。無責任なのは男だよ。
- * 相手は、ある会社社長、50歳で、昨年6月ごろにつき合っていた者。女はうち明けていない。
- * 刑事 B：「入院すると母に知られると思った」と言うんですから。
- * B 月 3 日，午前 9 時 30 分，女が取調に出て来る。
- * B 月 12 日，午後 7 時 30 分すぎ，署にて。
- * 幹部 A：嬰兒殺は，起訴猶予になるでしょう。われわれが考えたような線で故意を認めるかどうかねえ。

このケースですら、刑事部門の幹部 2 名と強行犯係長、強行犯係刑事の過半数、それに鑑識係員が急行していることに、注意されたい。発生事件に総力を割くという強行犯係の方針が、明らかであろう。また、(1) 女性被疑者に対して任意出頭を促す説得、(2) 幹部の留置への関心、(3) 在宅で処理する基準、(4) 被疑者の状況への取調べでの配慮、(5) 嬰兒殺に関する検察官の処理、などに関して、示唆が得られる。

第 2 項 現行犯逮捕のケース

〔ケース16〕

給料遅配の抗議に行って雇主を刺した、現行犯逮捕のケース。

- * A 月 15 日，署にて。
- * 幹部 A：昨夜重体になった事件は、どうやら助かりそうなので、殺人未遂になるか、傷害になるか、取調中。
- * 午後 3 時すぎ，署にて。
- * 幹部 A：殺人未遂で送る方針で，調べ直しています。25センチも刃渡りのあるもので腹を刺して，しかもシラフだったから，死ぬかもしれないという予測ができなかったはずはないですよ。
- * 刑事 A が取調中。
- * 刑事 A：殺人未遂はむずかしいね。なんにんも見ている前で「バカヤロ」と言われて，思わず刺して，逃げもせずオロオロしているところをつかまってるんだから。追及すると，「殺す気，なかつた」って泣き出すし。
- * 給料を 12 日にももらえず，「15 日まで待ってくれ」と言われたところ，妻に，「ほかの人は 12 日にももらっているのに，アンタ，バカにされてるんじゃないの」

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

と、ののしられた。包丁は、「おどかすために持って行った」という。

*A 月 15 日, A 新聞, 朝刊。14 日午後 8 時ごろ, ○○業 X (45 歳) 宅茶の間で, X と雇い人の○○ Y (39 歳) が賃金支払いのことで口論となり, Y は, いきなり, 隠しもっていた刃渡り 25 センチの肉切り包丁で X の腹部を一突きした。X は救急車で○○大病院に運ばれたが, 腸が露出して重体。傷害の現行犯で逮捕された。「包丁はおどかすつもりで持って行ったが, かつとなって刺してしまった」と自供している。

*A 月 19 日, 署にて, 朝礼後。

* 刑事 B: 腹を刺した事件は, 勾留が取れた。殺人未遂で送ったけれども, 本人は認めていない。被害者は, もう話ができるのではないかと思うから, 病院までききに行こうと思う。

* 被疑者は, 腰を曲げて歩くのは変わらないが, 表情を見ると, 多少落ちついてきたようである。刑事 C ら担当者にあいさつしながら, 何やら話している。

*A 月 23 日, 午後 4 時 20 分, 幹部 A が取調室から出てくる。例の腹を刺した事件。

* 幹部 A: 殺す意思があったなんて, まったく言ってません。でも, そんなことありえませんよ。本人の口からそう言わせなくてもいいんですが, 認めているということになれば, 状況が変わってきますからね。(刑事 A に)「こんな状況だったのに, それでも, ただおどかすつもりだったと言うのか」と追及してみて。あしたでいいけど。もう, 釈放するわ。

*A 月 24 日, 署にて。

* 刑事 A: 今日で腹を刺した件の勾留が切れるから, その取調にかかる。

このケースでは, 刑事が現行犯逮捕しえたのかどうか, 残念ながら不明である。しかし, (1) 担当刑事が傷害の故意の心証しか取れないと述べているにもかかわらず, 幹部が殺人の故意の追及を要求し続けていること, (2) 余罪が期待されていない状況で, 勾留期間終了に至るまで, 本件に関する想定された故意に合致する自供が追及されていること, などの状況を知ることができる。

第 3 項 緊急逮捕のケース

〔ケース17〕

私が見聞しえたケースのうち, 逮捕しえたものとしては, 刑事たちに

最も自信が欠けていたケース。2件の放火が発生し、あとの事件で緊急逮捕された男が、さきに発生した事件の犯人としても取調べられた。余罪、すなわち、さきに発生した事件の取調べが捜査の焦点となり、被疑者は、はじめ、共犯があることを主張し、自身は従的な役割しか果たしていないと言い張っていたが、追及の結果、ついに単独犯行であることを認めた。しかし、なお断定しかねる状況があったので、まず本件、すなわち、あとに発生した事件に関して起訴し、公判が開始された。そして、案の定、本件の公判中に、主犯を含む余罪の共犯者が逮捕され、単独犯行ではなかったことが、明らかとなったのである。ただし、余罪の共犯者が逮捕されたのは、私の調査の終了後のため、被疑者の当初の主張がどの程度まで正しかったのかは、残念ながら明らかではない。

*A月11日、署にて。刑事官、課長から、身柄のある放火事件について、話をきく。X（すでに逮捕されている男）の供述によれば、Y（Xの雇主で〇〇店主）がZ（所在不明）に自分の店への放火を依頼し、Zが、「Yに頼まれた。オマエも一口乗れ。保険金の一部をやる」と言って、Xに話を持って来た。ZがYの店の隣りの店に火をつけたが、その時、XはYの店にいて、実行行為はないという。課長は、XがZの「マク」（捜査の障害物になること、たとえば共犯の発見を妨げること）になっていたことを正犯の実行行為と言えるか、Yは正犯か何犯か、Yを調べるのにXの供述証拠だけで十分か、Yは被疑者か参考人か、などを検討している。共同謀議の日時、場所、内容、共同行為の内容、Xの意思などを証明しなければならないという。

*幹部A：Xの供述では、YがZに依頼し、ZがXに持ちかけた。Xが「マク」になってZが〇〇（Yの店の隣りの店）に放火し、Xは〇〇アパート（Yの親のアパートで、Xが住んでいた）に放火した。Xは、Yから借りて、Zに3万円やっている。本来なら、Yから金をもらうはず。Xは、第1事件（Yの店の隣りの店への放火）後Yがのうのうとしているので第2事件（アパートへの放火）をやった、と言っている。第1事件で、Xは、「Zが準備している間に、何をやっているか知らずに帰った」と言っているが、「マク」をやっているし、大家に見られているから、正犯にしてい。A月15日で第2事件（Xは、これで逮捕された）の勾留期限が切れるから、少くともXと、さらにYについては、何とかしたい。YからXに行った3万円をあとづけられれば、Yを被疑者として呼べるのではないか。第1仮説

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

は、X が Y をうらんでアパートに火をつけたのではないか、ということ。第2仮説は、Y から X へという方向で依頼したのではないか、ということ。しかし、Y は近く店をたたむことが公然としていたから、それでもあえて放火を依頼するかどうか。X は、Z が油をまいたと言っているが、現場からは出ていない。針金でドアを開けたと言っているが、針金では開けられない。X は、前月23日のアパート放火で逮捕、勾留している。足跡なし。内部犯行。1階から2階へは行けない。2階（出火場所）にしか被疑者はいない。X は、落ちていて検証を見ていた。石油カンから X の掌紋が出てきた。マッチが出てきた。同日、緊急逮捕。今月15日で勾留満期になる。このままでは、第1事件については、X は従犯。X の供述を前提にするかぎり、あくまで第1事件を明らかにしなければ、第2事件の動機を確定できないことになって、やはり、第2事件だけでは起訴できない。Y は、賭けマージャンなどで借財しているから、動機はないわけではないが、たとえ自供が得られても、Z がいない以上、公判廷でひっくり返るおそれがある。弁護士がつけば、ひっくり返るだろう。単独犯も考えられるが、本人が共犯と言っている以上、ほかの可能性をすべて否定するまでは、それも採れない。逮捕、勾留した本件を中心にして捜査しないと、別件の非難を受ける。第2事件の起訴後に第1事件を捜査する方法もある。検事の戦術としては、第2事件の動機を「Y に対するウラミ」ということで起訴して、第1事件が明らかになった段階で、動機に関して訴因変更するだろう。動機、放火の態様、燃え方、燃焼の程度まで証明しなければならぬ。Z 自体、Y とそれほど親しくもない。X が Z に3万円やっているから、むしろ、X が Y をうらんで、やって、Z を誘ったのではないか、という可能性もある。日本の刑法では動機が量刑事由になるから、事実を証明しただけではダメ。アメリカのように、外形だけでよいのなら別だが。Z は、X の行きつけの喫茶店〇〇のパーテンだった。パーテンをやめて、プロ・パチンカーになって、パチンコをやっている。X は、そこに入入りしている。Y を含めて、賭けマージャン仲間。もし Y の保険金めあてとすれば、普通なら、Y が直接 X に因果を含めて依頼するのではないか。しかも、風来坊である Z に依頼すると、あとでゆすられる危険もある。Y について賭けマージャンで逮捕することもできるし、X について、ほかにわかっているドロボウで逮捕することもできるが、これは別件だから、しない。どうせ、あとで非難されて、全部ひっくり返る可能性がある。無理して別件をやれないことはないが、あくまで正攻法で行くべきだ。古い考えの人もあるが。捜査のはじめに、一発勝負で Y を呼んできてもよかったが、あくまで基礎捜査をしたあとでやむをえずやった、という方が、説得力がある。別件は、合法的であるかもしれないが、世論から、合

理性、妥当性で批判される。とくに、大きな事件ほど慎重に。おそらく第2事件は起訴されるだろうが、起訴保留で釈放される可能性もある。やむをえない。別件逮捕しないというのが、ここの方針。やる気なら、とっくにやっている。検事は、かなり無理なことをやる。有罪の心証がなければ、不起訴にできる。警察としては、有罪心証がない以上、逮捕できない。検事は、「早く Y を調べろ」と言っているが、警察としては、あくまで基礎捜査から固めたい。警察は、旧刑訴のような検事の補助機関ではない。検事に具体的、個別的な指揮権はない。警察としては、「嫌疑なし」を出されると、プライドにかかわる。検事は、とくに知能犯で、政治的考慮をする。有罪判決を得るためには、「証拠不十分」という判断が困る。「裁定書をよこせ」と言っているが、なかなかくれない。そのうち、担当検事が転任になって、うやむやになる。

*A 月 12 日、署にて。

- * 幹部 A：3つの仮説(?)のうち、第1でいくことにする。
- * 午前 11 時ごろ、第2事件の点火に使われたというものと同じプラスチック袋を買ってきて、燃焼実験をやることにする。鑑識主任と相談している。
- * 午後、取調室で自供追及中。「しゃべらせてみせるぞ」と言いながら、1人の班長が出てきた。
 - * 幹部 A：単独犯行でまとめられそうである(第1事件について)。「侵入したのが暗いので、目が慣れるまで待って、火をつけた」と自供している。室内の状況も自供している。捜査員にもわからない、本人でなければ知らないことである。動機としては、主人に対するウラミ。自供はしていないが。3万円渡したというのも怪しいから、追及するつもりである。
- * 午後 3 時 35 分、刑事 A, B, 鑑識主任と共に、第1現場へ行く。X が、「〇〇屋の裏口から入って、壁にかかっていた白衣を丸めて火をつけた」と言っている。
 - * 刑事 A：これは、刑事も知らなかったし、白衣がなくなったという届出もない。つまり、これが真実だとすれば、「本人しか知らない事実」ということになる。
- * 午後 3 時 40 分、〇〇屋に着く。〇〇屋では、裏口近くに白衣を掛ける所はないという。1人ずつ、白衣をどこに置いて帰ったかをきく。火をつけられて燃えた正面上の棚に入れて行って、燃えてしまった白衣もある。店の関係者の構成や年齢をきく。店内の図面を書く。「コップかなんかで水をかけて消した」という。そもそも、白衣を掛ける所がない。どこへ置いて帰ったかという関係者の記憶が、はっきりしない。店員が、2人しか来ていない。
- * 午後 4 時 3 分、刑事 A が幹部 A に電話。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

- * 刑事 A : そもそも、白衣を掛ける所なんて、ないですよ。そのへん、(Xに)きいてみて下さい。
- * 午後 4 時 26 分、店にいた 2 人から、調書を取ることにする。
- * 午後 4 時 31 分、署から電話。「押入れの棚の上にあった白衣に火をつけた」と言っているという。ところが、棚の上には、白衣は置かれていない。
- * 刑事 A : タオルだと調子いいのにな。帰ったら、「ウソ言うな、このヤロ。タオルでないか」と言ってやんなきゃ。
- * 事件のとき誰が鍵をかけて帰ったか、わからないという。店の関係者が事件後いつ店に来たかをきく。押入れの中にあった物をきく。
- * 午後 6 時、署に帰る。放火方法について、さらに取調べることにする。
- * 刑事 B : 「言わなくていいんだよ」と言ってから、「話せ」と言うんだからね。言うわけないですよ。
- * 刑事 A : シャベつてくれないことには、どうにもならないからね。何か物でも置いていくとか、証拠がないからね。そのうえ、アリバイも取れないし。
- * A 月 13 日、署にて、朝礼後、刑事の朝のミーティング。
- * 幹部 A : その通りだと認めていますね。はい、白衣に火をつけたということですね。
- * 刑事 A : きのうは、もう調べませんでした。あまり自供内容が転々とする、任意性を疑われることになるので。
- * 幹部 B が、捜査経過を講評する。
- * 幹部 B : 連続犯行の自供があった。単独犯行だった。第一臨場の外勤の現場保存が、よかった。専務の証拠収集が、よかった。理化学が、よく活用された。基礎捜査が、よく行われた。問題点もある。捜査の結果は、報告書、調書などに表すことになるが、事件からの時間の経過に従って、日時の特定が、あいまいになってくる。特定する根拠事項を、もっと明らかにするように。担当刑事だけでなく、第三者にも理解できる調書を作るように。もの足りない調書がある。口頭で報告したが書類にはしていなかったということがある。Z の足取りは、何で確認したのか。〇〇(他市)から電話があったというが、いつあったのか。取調方法としては、言いたいことは全部言わせてから、事件に関係ある点について、矛盾を追及していく。現場の白衣、〇〇のことなど、犯人でなければわからないことを自供している。こういうやり方は、大いに任意性を認められる。残っているのは、自供の補強。〇〇屋から雑誌を持って行ったと言っているのを、被疑者の部屋を調べるとか。基本的には、ゴリ押ししなかったのはよかった、ということ。公判で自供をひっくり返すかもしれないが、任意性あるから、大丈夫だよ。
- * 刑事 A : あくまで本件からやっていったのが、よかった。そうしないと、本

件までつづれるかもしれない。

- * 午前9時、Yが来る。幹部A、刑事A、Bと共に取調室へ。
- * 午前9時45分、Yが帰る。
- * 午前10時20分、刑事A、B、C、D、鑑識1人と共に、Yの〇〇店へ行く。
 - * 刑事A：検察庁へ書類の追送に行った。本件(第2事件)の灯油タンクのフタについて、本人はフタがついていたと言っている。そこで、さらにきいてみると、その場でフタを取ったとか、火をつけたところでフタを取って胸ポケットに入れたとか、まちまちのことを言っている。ところが、関係者の供述では、フタはなく、ポンプが差し込んであったという。本人でも、はっきり覚えているわけではないんですよ。本人は、「そう言われれば、そうかもしれない」と供述した。検事は、「今頃になって」と、おこっている。今日、これから行くのは、〇〇屋(Yの店、Xの勤め先)の検証。本人が、「〇〇屋で時間を待っていた」と言っている。「ひき出しから自分の〇〇証を持ち出して、自分のアパートの部屋へ持って行った」と言っている。そこで、〇〇屋の状況が自供と合うかどうか、ひき出しに〇〇証が入っていたのを見た者があるかどうか。
 - * ところが、〇〇証ではなく、〇〇通知のハガキしか見ていないという。署へ電話してたしかめる。署から電話があって、ハガキだという。ところが、さらに、ドアの鍵の状況が、自供と違っている。
- * 午前11時20分、刑事A、鑑識係員と3人で署へ帰る。幹部Bが「あすの朝刊に出そう」と言うのを、幹部Aが、「夕刊に間に合うようにした方がよい」と言っている。刑事室に新聞記者が出入りするので、うかつにきけない。幹部Bが、新聞発表の原稿を書いている。
 - * 刑事A：検事が犯行時の着衣を出せというので、靴下を出したし、これからシャツを出す、油は出ないだろうなあ。
 - * 幹部A：Xがあれだけ言い張ったんだから、Yからもきかなければならないな。
 - * 刑事A：「Xの言っていることは、とんでもないことだ」という三下り半を書いてもらわなきゃ。それから、本件の方の、〇〇証か〇〇通知証かの関係についても、きいておこなきゃ。
 - * 幹部A：〇〇証は、ヤツの部屋に巻き紙になって、あったから。
 - * 刑事A：エエ、ハガキだったと言うんですがね。わたしも、ハガキではないと思うんですよ。
 - * 幹部A：「違うでしょ」と言ってやらなければ。
 - * 刑事A：しかし、こまかい点で困るヤツだね。
 - * 刑事C：でも、1つ2つは覚悟してやらなきゃ、進まんですよ。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

- * 午後0時30分ごろ、係長が、放火事件のツジツマの合わない部分の調書を読みながら、まとめにかかっている。○○通知証の関係と、○○屋放火方法の関係。とくに後者について、つけた媒介物は何か、なぜ押し入れにつけたのか。刑事Cは、「自分が臨場した。衣類が燃えたことが明らかだけで証明がいいんなら、僕も安心ですがねえ」と困惑している。
- * 午後1時、Yが来る。
 - * 幹部A：まさか、自分がやらせたなんていうんじゃないだろうね。人間はわからないからね。あんた、公判で証人にされるよ。どんな手づルでXを雇ったのさ。もう少し早く調べられていたら、ひどくしかられたところなんだよ。何しろ、あんた、共犯ということになっていたんだから。笑いごとでないんだよ。状況が悪すぎるもの。保険は超過保険だし、素行はよくないし。
- * 午後1時20分、幹部Bが雑談しに来る。
 - * 幹部B：「書類を追送検した」と言ったが、かまわんな。もうすぐ、テレビに出るから。
- * 午後1時50分、放火事件担当の検事が来る。幹部A、刑事A、Bと、とくに○○屋事件(第1事件)の放火の媒介物について、協議する。○○の押し入れの板をはがして、焼跡を調べることにする。○○では、いい返事をしていないが。
 - * Y：Xに渡した3万円は、Zに渡すから貸してくれと言われて、貸した。
 - * 幹部A：(刑事Bに) 検事には、あんたの言う通り説明しておいたからね。信用する以外ないんだよ。
 - * 刑事B：なんだか、信用していないみたいだね。
- * A月13日、○○新聞、夕刊。写真入り。「13日、現住建造物放火の疑いで札幌地検に送致した」「A-1月11日午前0時ごろ、○○店に忍び込み、カウンター内のタナにマッチで火をつけ、壁の仕切り板などをこがした」「A-1月23日午前6時45分ごろ、自分の住んでいるアパートの2階便所そばにあった灯油をまき散らし、マッチで点火。2階廊下の床など約10平方メートルを焼いた」「勤め先のことでむしゃくしゃし、同店をやめたいのに人手不足からやめさせてもらえず、うさばらしと、火をつければ自由にやめられると思った」という内容。
- * A月14日、午前8時45分、刑事B、D、鑑識係員A、Bと共に○○(第1事件の現場)へ出発。押し入れの板をはがして、写真をとることにする。
 - * 刑事B：しぶるのは当然だよな。
 - * 鑑識係員A：○○さん(刑事C)が扱った事件でも、すぐモルタルを塗られちゃって困ったもんね。
 - * 刑事D：○○アパートも、こげた部分の上を板でかくすというから、1年位

は、こわさないようにしてもらわないとね。

- * 午前 9 時 40 分から 10 時 10 分まで、署にて、幹部 A と話す。
 - * 幹部 A：23 日に逮捕された。本件の方(第 2 事件の アパートへの放火)で、今日、あす中に、起訴されるだろう。第 1 事件の方も、目下は否認し続けているが、結局は、起訴されるだろう。犯罪者の生活水準、行動基準、価値観などが普通人とまったく違うことが、わかるでしょ。あの新聞報道でも、待遇その他に対するウラミのほかにも、「ドロボウやったことを握られていて、やめるならバラスゾと脅されていた」という動機は、かくしてある。
- * 午前 10 時 40 分ごろ、刑事 E の班が、Y を取調中。
 - * 刑事 F：目下は参考人ということで。X は共犯だと主張しているし、動機関係もあって、少くともそれらがどうなのか、裏付けを取る必要がある。
- * 午前 11 時 35 分、X を検事へ送る。帰ってきたらまた取調べる予定。ズボンの尻が破れていたのを、はきかえさせようとしたが、それも同じだったので、刑事 C の班の刑事が、縫ってやっていた。
- * 午前 11 時 40 分、署にて。
 - * 幹部 A：(刑事 B に対して) X に対する扱いが平均的なものかどうか、組合、学校で問い合わせるように。いつ、どこで合格したかも、調べるように。
- * 午後 0 時 40 分、署にて。
 - * 刑事 C：X は変わったヤツで、「出てきたら Y にまたやってやる」と言っている。
- * 午後 3 時 30 分ごろ、署にて。
 - * 幹部 A：本件については、大部分、証拠、書類を送ってある。現在は、第 1 事件の証拠、書類を作っている。検事は、第 1 事件については疑問を持っているようだから、このままでは、多分、起訴しないだろう。Y については、「鑑」¹⁾を取れない。保険金をかけたばかりで放火すると疑われる。閉店するらしいという状況で放火すると疑われる。やめたいと言っている X を引き止めている。共犯とすれば、X は、「やめさせてくれなければ、バラスゾ」と脅せたはずである。つまり、動機が取れないのである。可能性として最大限残るのは、Z と X の共犯である。多分、継続捜査になるだろう。Z は寸借詐欺の前科があり、X が盗んだ贓品をさばいてやっていたとすれば、共犯の線が強い。警察の捜査は、よく考えられているような、一本道を突っ走るわけではないのである。いずれにせよ、公判で自供をひっくり返すことは、全員、十分に覚悟している。公判は、2、3 カ月後だろう。「送致した」という表現(新聞発表の)は正しくないけれども、あの周辺の住民を安心させるためには、発表しなければならず、それには、多少のネーム・ヴァリューを付

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

けても、まあいいということです。

* A 月 15 日, 午前 10 時 30 分ごろ, 署にて。

* 刑事 A: 余罪 (第 1 事件) の方は, すぐ起訴されるわけではないから, 追送すればいいよ。(刑事 C に) 検事がまだ文句言ってるの。白衣の位置が合わないとか何とか。

* 刑事 C: あの検事は, いつも相当うるさい。

* 刑事 B: 自信ないんだろうさ。

* 刑事 A: ○○ (第 2 事件現場) の全員から, 白衣の置場所や, 焼けたかどうか, 調書を取らなきゃならんな。

* 刑事 C: たとえ○○屋の供述に合わないとしても, X の供述は任意だと, がんばれるのではないか。明るい場所ではなかったんだから, そこまで詰めるという検事の要求は, 無理だと思う。そこまではっきりしていたら, かえって変でないかい。

* 刑事 A: 何か, X が持って行った物が焼けていれば, いいんだけどね。○○屋に, もう 1 回きいてみる必要があるね。

* 午後 1 時ごろ, 署にて。

* 鑑識係員 A: 検事は, 無罪になればメンツにかかわるから, 現場と同じ条件の実験を要求しているが, それは, 本部の研究所でもむずかしい。

* 刑事 C の班が, 机の上の灰皿を使って, ダボシャツの木綿がどう燃えるか, 実験している。

* A 月 18 日, 朝礼後, 署にて。

* 刑事 A: 放火は, 本件は起訴されて, 余罪は捜査継続中。取調が終わっていないから, 身柄はまだこちらにある。

* 午前 9 時 55 分, 地検に問い合わせる。放火の起訴は 15 日。アパートのみ。

* 午後 1 時ごろ, X の取調が始まる。

* A 月 19 日, 午前 8 時 20 分ごろ, 署にて。

* 刑事 C: 放火の取調は今日で終わって, あとは裏付けだけにしようと思って。○○班 (刑事 E の班) から引き継いだものだから, 動機関係から調査を取り直さなければならぬんです。

* 幹部 B: あくまで, Y をつぶしておかなければならない。第 1 の方は, 結局, 証拠がないから。寸借詐欺で逮捕状を取ろうと思う。

* 午前 10 時 30 分ごろ, 署にて。

* 刑事 A: X の供述では, ○○屋 (勤め先) の引き出しから持って行ったのはハガキで, それを○○ (ある官庁) へ持って行って, ○○証を受け取って来た。したがって, ハガキは○○へ行っており, ○○証は自宅にあることにな

る。

*午後1時50分ごろ、署にて。

*刑事A：検事から電話があって、「放火の第1事件を送る気なら、その前に連絡してくれ」と言ってきた。こんな程度で送ってもらっちゃ困るということらしい。Zをつかまえなきゃどうにもならないということらしい。しかし、そんなこと言ってもねえ。

*A月22日、署にて、朝礼後。

*刑事G：Xは第2事件で起訴されたが、まだ留置場にいる。起訴されると当然に拘置所へ行くわけではない。検事から、「移監せよ」という移監指揮書が出る。勾留を拘置所へ持っていかれた場合も、検事の指揮書で留置場へ持ってきてもらえる。

*午後1時ごろ、署にて。

*刑事C：Xは、「裏から入る戸がはずれていた」（第1事件について）と言っているが、正しくは、ただ鍵がかかっていただけではないか。Xは、「〇〇屋内の電灯をつけなかった」と言っているが、それでは鍵の番号が見えないから、正しくは、電気をつけたのではないか。Xは、「入ってすぐ左手に掛けてあった白衣を丸めて火をつけた」と言っているが、本当に掛けていたのかどうか。火をつけるのに使ったとされているマッチの写真があるが、残り方から見ると、それは、落ちていたマッチではないか。裏口から続いている足跡はゴム長であるのに、Xの靴は、夏用短靴だった。この点を突かれたら、どうするか。第1事件後、Xの両親が来て、やめさせてくれるように頼んでいる。とすれば、Xは放火するまでもないのではないか。Yの第1事件当時のアリバイが、あいまい。Yが保険金をかけていたことも、クサイ。ただやめて売り払っても、二束三文だから。ところが、はじめに完べきな現場検証をすると、先入見に合うような供述を取ったのではないかということになる。また、第1公判期日に完べきな証拠を提出すると、でっちあげの証拠ではないかと疑われる。そのうえ、その後の攻防の手持が、なくなってしまふ。

*A月29日、午後2時ごろ、署にて。

*刑事B：アパートのみで起訴。〇〇屋も、間もなく送る。Zをつぶしていないと言われることがありうるから、詐欺で手配しておく。逮捕状請求。国選なら、大したことはないけどね。〇〇さん（刑事C）は呼ばれるね（公判に）。

*B月8日、午後4時10分すぎ、署にて。

*幹部A：Xの第1事件は、とにかくまとめて送るつもりで、今、相談しています。明るさ（第1事件現場の屋内の）は、本人の自供通り。白衣を掛けたかどうかについては、手を洗うときなど掛けたことがあるし、たしかに白

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

衣が2枚なくなっているのであるから、自供通りでなかったという証拠はない。燃え方、焼け方についても、実験してみた。とにかく自供していて、それを否定する裏付けもないのに、送らないわけにはいかない。検事は、あくまで、「Zがつかまってからにしてほしい」と言っている。おそらく、検事としては、処分保留のまま継続捜査ということを考えているのだろう。しかし、送らないでいることは、被疑者にとって不利益になる。たとえ不起訴であっても、一応第1事件も送っておけば、さらにそれについて罪を問われることはなくなる。裁判官としては、第1事件があった、それについて送られて不起訴になった、という事実を知ったうえで、それを含めた判決をするでしょうから。

*B月11日、署にて。午後1時、Xの移監指揮書が出る。

*B月16日、署にて。

*幹部A：Zの場合、詐欺で手配していますから、それで逮捕してから、放火の容疑が強まれば、その時点で、放火で逮捕する。

*B月23日、署にて。

*刑事E：Xの件は、あした、公判らしいね。1回で求刑まで行くらしいよ。国選弁護人は、供述調書に同意したっていうもね。2回目で判決が出るんじゃないかい。第1事件の方は、今日中に送ってしまおうと思ってさ。検事は、ああでもない、こうでもないと言文つけてきているけれどもね。〇〇(幹部B)が今日中に送ってしまえと言うから、やってるんです。Xは、第1事件については、単独犯だったことを認めてるんです。主動機は〇〇屋の主人(Y)に対するもので、Zには3万円取られたウラミがあるということから、2人を巻き込んでやれと考えると、共犯を申し立てたというんですよ。検事としては、そんな供述があった以上、Zをつぶしておかないと、安心できないんでしょ。白衣に点火したというのも、はっきりしないんですよ。〇〇屋の店員たちは、そこに置いたかもしれないし、置かなかったかもしれないと、あいまいです。これも一緒に送っていたら、本件の方も、1回ではすまなかったんじゃないかい。〇〇(幹部B)は、「とにかく送ってしまっ、これから出たやつは、追送すればいい」と言ってます。

*幹部A：検事は、できるだけ遅らせようと思って、いろいろケンセイしてくるんですよ。

*刑事Eの班では、やはり、白衣を掛けたかどうか、問題になっている。

*午後4時30分、刑事B、〇〇屋(第1事件現場)へ行く。ノレンを掛けるクギの位置の測量図を紛失した。刑事Bは、「追送すればいい」と言っている。

*B月24日、午後1時、地裁〇号法廷に着く。

- * 弁護士：鑑定書，見るヒマがなかったんですが，ありますか。
- * 検察官席へ行って，見せてもらう。Xは，すでに在廷。
- * 弁護士：これは，ちょっと（鑑定書について）。……あと，全部，同意です。
- * 検事は，鑑定書を証拠請求していない。司法修習生4名。
- * 午後1時7分，開廷。裁判長，人定質問を行ない，被疑事実を朗読。Xは，起立してきき，答える。検察官の起訴状朗読。罪名は，放火と，レコード，ストーブ，スキー，ストック，扇風機，ポット，電気カンナなど10万円相当の窃盗。裁判長，供述拒否権の告知。「述べたことは，有利，不利，いずれにも使われうる。」
- * 裁判長：事実間違いありませんか。
- * X：間違いありません。
- * 弁護士：間違いありません。
- * 裁判長：何か言うことはありますか。……ないんですか。
- * X：ありません。
- * 裁判長：証拠調に入ります。
- * 検察官：冒頭陳述をします。
- * ○○（未起訴の第1事件）についての論及がある。任出に続いてポリグラフを使用し，緊速した，と述べる。
- * 弁護士：取調，いずれも同意いたします。
- * 裁判長：同意書面で証拠にする。証拠物を見せて下さい。
- * 検察官，証拠物を示す。
- * 検察官：マッチ。
- * 裁判長：弁護士，近くへ行って，ご覧になって下さい。
- * 弁護士：（Xに）覚えていますか。これですか。
- * X：名前（マッチに印刷された）はそうですが，この箱かどうかは，はっきりしません。
- * 検察官：（Xに）灯油カン。これですね。
- * 書記官，私に対して，「メモ禁止」と言う。
- * X：色はそうですが，これかどうか，はっきりわかりません（灯油カンについて）。
- * 裁判長が，供述調書を朗読しはじめる。○○（未起訴の第1事件）に関する記述が，かなり多い。○○に関する供述の変化も，うかがえる。ある調書で，「マスター（Y）がZに頼んで火をつけさせた」という内容が現れた。弁護士が，検察官未提出の精神鑑定を証拠申請し，他に，自分でも精神鑑定を請求する。また，シンナーの量（第2事件の際に吸っていたという）の違いを主張する。「責任阻却事由の不存在は，本来，検察官が立証すべきだ」という立場を

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

採る。合議、約 20 分。修習生、合議をききに行く。裁判長、X を尋問し、シンナー吸引時の一般的状況、当時の状況、その矛盾点などを尋ねる。

* X：(シンナー吸引時の一般的状況について) シンナーをビニール袋に入れて、自分の口につける。周囲の物に色がついて見える。夢を見ているような状態になる。頭のシンが熱くなる。眠くなる。いつの間にか、ビニール袋が口から離れて、眠ってしまう。気がつくと、大抵朝になっている。眠くなってから眠ってしまうまでのことは、何も記憶がない。(事件当時の状況について) シンナーを吸いはじめた。2階の女性2人の部屋をのぞいた。2人から呼ばれて、部屋へ行った。戻ってから、また吸いはじめた。そのうちに、窓のワクに花がついて見えるようになった。頭のシンが熱くなってきた。マスターのことに腹が立ってきた。火をつける気になって、つけた。

* 検察官、X を尋問し、刑事に対する供述を確認しようとする。

* X：3階に戻って吸いはじめてから、どれくらい時間が経ったか、わかりません。刑事さんがどう書いたか知りませんが、わたしは、「よくわからない」と言いました。

* 裁判官、シンナー吸入時の状況に対する供述と、吸入しながら点火できたという供述との矛盾を、きわめて強い語調で尋ねる。

* X：2人の部屋(アパート2階の女性2人の)に呼ばれたときのことは、現実のことであると、感じていた。火をつけたときのことは、はっきりしない。火をつける前に何分吸ったかは、刑事さんは「20分から30分」とわたしと言ったように書いているらしいが、わたしとしては、「はっきり覚えていない」と言ったはずである。マッチの形や、灯油カンの形も、ぼんやりとしている。2階へ下りる途中でガラス越しに灯油カンが見えたということも、ぼんやりしている。シンナーは、200円ビンを買ってきて、2センチぐらい減るぐらいの量を吸った。

* 午後2時41分、再び合議。合議のため裁判官が退廷中に、弁護士が、「9リットルもまいて、あれくらいしか燃えないのか」と言う。検事は、「連休あけに、今日の記録を見たい。灯油9リットルをまいたという点について」と書記官に言う。

* 裁判長：なぜ証拠申請しないんですか(検察側鑑定書について)。

* 検察官：〇〇(第1事件)の方に関係するものでして、前提条件を異にするものですから、申請しませんでした。

* 裁判長：弁護士の請求には、どうですか。

* 検察官：同意します。

* 裁判長：同意するんですか。!

* 検察官は自信がない様子。「引き継いだばかりで」と言う。

- * 裁判長：次回公判は、C月15日、午前10時に、予定する。職権で鑑定を依頼しておく。内容は、弁護士「シンナーを2、3時間吸引した状態について」というのは、それ自体違法で、目的にできないから、「犯行時の精神状態、とくにシンナー吸入時の状況について、その他参考となる事項」としておきます。医師の方で、うまくやってくれるでしょう。医師に来てもらえないときは、こちらから行くことになります。
- * 地裁にて、閉廷後。
 - * 修習生 A：(私に)今日のはいろいろあって、おもしろかったですよ。
 - * 修習生 B：いや、裏の合議を見ないと、おもしろくないよ。
- * 閉廷後、地裁エレベーター内にて。
 - * 弁護士：責任阻却事由の挙証責任は、検事側にありますよ。
 - * 修習生 B：いや、挙証責任はあっても、証拠提出責任は、弁護側じゃないですか。

*H月1日、〇〇新聞、朝刊。今年A-1月、札幌市〇〇区の〇〇店で起きた放火事件を調べていた〇〇署は、隣の〇〇経営者が保険金目当てに友達に頼んでいたことがわかり、G月30日までに、この2人を逮捕した。逮捕されたのは、Y(30歳)、Z(30歳)。A-1月23日に逮捕されているX(20歳)は、放火の疑いで、身柄拘束のまま札幌地裁に起訴中。〇〇店の放火は、X、Zの2人でしたことがわかり、ZがYに頼まれてやったことも判明。ZはXを誘って放火した。〇〇店に放火したのは、Yの店に放火してはすくばれるし、建物が古くて延焼すると思ったから。Xが〇〇アパートに放火したのは、Yが同アパートに住んでおり、給料が約1万2千円と安く、店の灯油を盗んだのが知られて、いつもどなられるなど、ムシャクシャしていたため、Yの部屋の前に放火したものの。

このケースの出発点である緊急逮捕は、現場で被疑者と遭遇したものであって、盗犯捜査でのものより、外勤での緊急逮捕に類似している、と言えよう。このケースからは、実に多くのことに関して、示唆が得られる。たとえば、(1)2つの犯行があって、一方の犯行が他方の犯行の動機に関係している場合に、後者の事実関係は確定できても、前者の事実関係を確定できないことによる、捜査と起訴の困難、(2)勾留期間中の余罪取調べへの集中、(3)公判で自供をひるがえされることへの警戒、(4)そのことへの弁護士の影響、(5)余罪に集中しすぎることによって

別件逮捕とされることへの警戒, (6) 捜査に要求される立証の厳密さ, 詳細さ, (7) とくに, 動機に関する立証の必要性, (8) まったくの別事件で逮捕することによって別件逮捕とされることへの警戒, (9) 別件逮捕を避けるべきことについて, 違う考えの持主もあること, (10) 別件逮捕は, 合法的であっても, 合理性, 妥当性の点で批判される, という考え, (11) 事件の重要性と手続遵守の関係, (12) 逮捕時に必要な心証の程度, (13) 検察官からの捜査促進の要求, (14) 検察官からの独立性の意識, (15) それに基づく検察官への反発, (16) 有罪獲得への意欲, (17)「嫌疑なし」「証拠不十分」とされることでのプライドの毀損, (18) 検察官の訴追裁量への疑念, (19) 起訴されなかった場合の検察官との駆け引き, (20) 自供追及への意欲, (21) 望ましい自供内容としての「本人でなければ知らないこと」, (22) 自供の裏づけのために行なわれる実況見分, (23) 実況見分の結果が自供に合わない場合の, その結果に基づく自供追及, (24) 黙秘権告知が黙秘をひき起こすという認識, (25) 自供の一般的な必要性, (26) 想定された自供が得られたことによる安堵, (27) 自供の任意性が疑われることへの警戒, (28) 捜査経過を評価し, 情報を総合して, 以後の方向を定めようとする, 幹部の努力, (29) 捜査書類の改善を指導する幹部の努力, (30) 刑事からの報告が完備したものであることに依存する幹部の判断, (31) 望ましい取調べ方法としての「言いたいことは全部言わせてから, 事件に関係ある点について, 矛盾を追及していく」方法, (32) 真犯人でもすべてを覚えているわけではないという認識, (33) 自供内容に合わない事実を発見した時の驚きと落胆, (34) こまかい点で問題が残ってもやむをえないという弱音, (35) 刑事からの報告の信頼性に依存する幹部の判断, (36) 自供内容が変化するつど, それに対応する範囲でのみ行なわれる実況見分や裏づけ捜査, (37) 報道機関に発表する内容の操作, (38)「鑑」の重要性, (39) より厳密, 詳細な捜査を要求してくる検察官への反発, (40) 自供の不自然な正確さへの認識, (41) ありあわせの道具による実験への努力, (42) 起訴後も

直ちには拘留所へ移監されないこと、(43) 起訴後の余罪捜査、(44) 刑事間の事件引き継ぎによる捜査のロス、(45) まったくの別事件による手配、(46) 送致を遅らせようとする検察官と送致してしまいたい警察官との駆け引き、(47) 検察官の移監指揮に関する認識、(48) 自供があってから実況見分、検証をすることの理由、(49) 国選弁護人による脅威の乏しさ、(50) 公判に証人として出廷しなければならないことの予期、(51) 捜査段階での心証形成と送致判断での自供の重み、(52) 難事件と考えられるようになった段階での、送致されることを遅らせようとする検察官からの牽制、(53) それに抗して送致することへの、幹部による正当化、(54) 公判への希望的観測、(55) 捜査書類管理の不備、(56) 「追送」の多用、(57) 少なくとも部分的には（このケースでは、さきに発生した事件での共犯関係に関して）真実に反する自供が行なわれうること、(58) その場合、虚偽の部分以外の部分に合致する証拠があれば、自供の全体が真実のものと考えられうること、(59) 起訴された事件の取調べに並行して取調べられた別事件に関する自供が、起訴された事件の少なくとも動機の確定にかかわっているにもかかわらず、被告人は、その自供のいきさつと虚偽の要素について、弁護士に何ら伝えているとは思われないこと、あるいは、弁護士は何ら被告人に尋ねていないと思われること、(60) 検察側から弁護側への実質的な証拠開示、(61) 事件の引き継ぎによる検察官の自信の無さ、などに関して、示唆が得られる。

〔ケース18〕

連続放火事件の被疑者が、6カ月後、張り込み中の刑事に発見され、職務質問に続いてまず軽犯罪法で現行犯逮捕され、取調べの結果、自供し、緊急逮捕された事件。逮捕は私の調査の終了後であり、私が見聞しえた事件の犯人であるかどうか不明であるが、その逮捕がそれらの解決をも目的としていることは明らかであるから、ここに含めた。

*A月24日、〇〇新聞、夕刊。3カ所で不審火発生。午前0時50分ごろ。(1) 木造物置、3.3㎡を半焼。(2) 物置近くで、ダンボール。(3) 軒下で、ダンボ

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

ール。

※A 月 25 日、午前 9 時 30 分すぎ、署にて。幹部 A、強行犯係長、強行犯の 3 つの班の班長が、連続放火に対する捜査の検討。

* 幹部 A：移動（自動車）による警戒と、張り込みによる警戒。これのみに頼っていると、後手になるおそれがあるから、あの時間帯に飲食店を中心として出回った者の把握につとめること。10, 11, 12 丁目という方向で火をつけてられているから、8, 9 丁目あたりで飲んで、順に火をつけていったという可能性がある。時間がほとんどなく姿を消しているから、付近のアパートに住んでいる可能性がある。とくに、12 丁目から先のアパートにあたること。そのほか、喫茶店、パチンコ店。第 3 現場に〇〇（小ビン入りのアルコール飲料）があったから、あの時間帯に売っていた店があるかどうか、あたること。10 日をメドにしているが、7 日目頃が、再発の可能性がある。当直者を残して、その間、強行犯の動員を続行する。〇〇荘に X という者が A-1 月に転入しているので、前の住居地で、不審火の発生の有無をたしかめること。まだ容疑とまでは言えないから、稼働先の調査などは、やっていない。5 時に会社が終わるから、動静をさぐること。「この付近で、夜、ケンカなどがあるらしいが、夜出歩いているのは誰だろう」という調子できいてみて下さい。ヤツの「ヒキネタ」（逮捕理由）がないかどうか、盗犯の方に協力を求めている。部品盗など、ドロボウの経歴があるので。（宮沢に）捜査の常道としてやっているまでのことで、まだまだ不確定。

* 刑事 A：あの辺には、変なのがいいますよ。

* 強行犯係は、交代で尾行、張り込みを行なう。X に対する尾行。現場周辺の密行パトロール。係員を 3 交代にして、夜 9 時から早朝までの密行と、夕方 5 時から早朝までの密行を、10 日間ぐらい続行する。

* 刑事 B：きついもね。外勤や機捜なら、休みがあるからいいけれども。

※A 月 27 日、午前 10 時すぎ、署にて。

* 幹部 B：現場付近に残っていたウィスキーびんから指紋が出てまして、それが、前歴のある男なんです。ところが、〇〇（市外）出身の〇〇（少数民族）なもんですから、任出なんかかけると、人種差別だということになりますから、現行犯でつかまえる方針で、尾行、張り込みをしているわけです。

※B 月 17 日、午後 2 時すぎ、署にて。

* 幹部 B：引続き密行中。係長クラスは、休ませられなかった。その後、1 件放火があったが、マス・コミには出していない。

※G 月 28 日、〇〇新聞、朝刊。「連続放火魔ついに逮捕」。逮捕されたのは、〇〇工 Y（23 歳）。盗みの犯歴が 3 つある。26 日夜午後 11 時 55 分ごろ、〇〇店

裏のゴミ箱に放火された事件の現場から約400メートル東寄りのアパート〇〇荘付近で張り込み中のC刑事、D刑事が、黒っぽい服装をした男が小走りて同アパート小路へ入って行くのを発見、職務質問したが、男はかなり酔ったふりをして、住所、氏名を黙秘。右手に長さ20センチのドライバーとマッチ、左手に自動車用の発煙筒を持っていたため、軽犯罪法1条3号違反の現行犯で逮捕した。同日午前8時半から始まった本格的な調べで、男はYとわかり、さらに追及した結果、26日夜、〇〇店裏のゴミ箱にマッチで放火したことを認めため、放火の疑いで緊急逮捕した。Yはさらに、今年A月24日から今年26日の〇〇店まで、〇〇通〇〇の約800メートルの間で連続して発生した13件の放火事件のうち、F月10日午前1時20分ごろ、〇〇店裏物置に放火、4軒が入居している〇〇さん方400平方メートルを全焼した火事など8件の放火を自供した。〇〇署は、残る5件も手口が似ていることから、Yの犯行とみて追及しているが、放火の動機については、「蓄のう症で悩んでおり、火をつけるとスカッとしたから」というだけで、詳しいことは自供していない。だが、Yの住む〇〇荘は〇〇通に面しており、自分の放火で人が騒ぐのを見ておもしろがる変質的な面があったとみている。また、Yが持っていたドライバーは放火の時に使ったのか、盗みをしようとしていたのかについても追及している。〇〇署は、最初の事件直後から捜査員を毎日深夜まで付近に張り込ませ、F月からは1日12～15人の体制。F月11日は「〇〇通連続放火事件捜査本部」を設け、一挙解決を図っていたが、Yは、同署がリストアップした前歴者、不審者30数人の中に含まれていたものの、それほどマークはされていなかったという。「ヤミに走る男…ピンと」「お手柄、粘りのB、C刑事」。連続放火魔逮捕のお手柄をたてたC刑事は、徹夜の疲れの中にも、「住民からは早く逮捕してくれ、とどこに行っても言われて、責任を感じていましたから、やはりホッとしました」と、うれしさを隠せない様子。26日夜、C刑事は刑事当直、同僚のD刑事と連れ立って〇〇通〇の配置場に午後11時半ごろ着いた。その15分後に火災発生、「またやられたか、なんとか捕えたい」と思った。そして、火が出て動かず、付近を通る不審者を職務質問する方針、で付近をくまなくパトロールした。発生から30分後に1度は挙動不審な男をみつけたが、遠かったため見失った両刑事は、午前1時40分ごろ、現場から約400メートル離れた〇〇荘北側の物置と車庫の1メートルくらいのスキ間に逃げこんだ男を見た。「これが火付けの犯人だ」と、ピンときたという。懐中電灯で照らすと、手に発煙筒やドライバー。住所、氏名、年齢を尋ねたが、犯人のYは酒に酔って口がきけないふり。両刑事は、所持品から軽犯罪法違反の現行犯で逮捕したが、「自供をとるまで、これが本当の犯人ならいいな」と心配だったようだ。「安心して眠られる」「札幌の連続放火魔逮捕、胸なでおろす市民」。「やはり犯

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

人はわれわれと同じ市民だったか」「それにしても、これで安心して夜が眠られる」、〇〇通の連続放火魔逮捕の一報に、〇〇通町内会は、A月以来6カ月も続いた放火の恐怖からようやく解放され、ホッと胸をなでおろしている。しかし、放火の打撃で店をたたんだ飲食店などもあり、犯人への憎しみは増すばかり。商店密集地区が放火魔にねらわれたことから、同町会は、歳末警戒ぐらいしか出動しない自衛団を、A月末から週に1、2回、当番を決めて夜のパトロールに出して警戒してきた。途中で一時打ち切ったりしたが、F月の放火で〇〇店、〇〇店など4軒が全半焼したため、15人の自衛団員たちが「仕事を半分投げ打っても続けるしか手がない」と発奮、ほぼ毎晩、警察官の張り込みと一緒に深夜2時まで自主パトロールをし、町内3カ所に住民への注意を呼びかける看板も立てた。犯人が捕まる前日の26日夜も、疲れの見えるはじめた現団員と、新しく団員に加わってもらった若い商店主ら6人が〇〇会館に集まり、パトロール体制の強化を話し合い、この夜は副団長のPさんが午後11時まで町内を巡回していた。Pさんは「パトロールから引き揚げたあと、また放火らしい火事があったと聞き『面目丸つぶれ』とがっかりしていたのですが……。やっと捕まりましたか。今晚からゆっくり眠れます」と、重い肩の荷をおろして大喜び。2度も放火された〇〇店のQ店長は「先日、〇〇店がもらい火で焼けたので嚴重に注意していたんです。さいわい裏のダンボール小屋が燃えただけですんでいます、これほど住民を不安に陥れた犯人が本当に憎らしい」と語気を強める。夕方の買い物時間、同店前では、顔を合わせた知り合いの主婦たちが「犯人はこの近くの若い男ですって」「放火魔が捕まったの？、どんな動機なんでしょうね」と立ち話をし、ホッとしていた。また、住民の安どをよそに、放火で被害を受けた人たちは犯人へ新たな憎しみを顔に出し、中でも、せっかく順調な経営の店を焼かれたRさんは「あの出火で損害1千万円、新装開店するメドもまるでつかず、妻子3人を抱え、どう生計を立てているかわからない。犯人をいくら殴ってもあきたらない」と言う。

このケースでの緊急逮捕も、他の罪による現行犯逮捕が先行してはいるが、逮捕の態様としては、盗犯関係での冷静に準備されたものよりは、外勤部門での被疑者と偶然に遭遇するタイプのものに似ている。新聞報道によれば、私は、「捜査本部」が置かれた状況での捜査行動を見聞する機会を逸したわけである。しかし、それでも、(1)張り込みが継続される捜査での勤務体制、(2)前科、前歴を有する者や転入者への注目、(3)別罪で逮捕できないかということへの期待、(4)勤務体制のき

びしさを訴えること、(5) 刑事にとっても職務質問の技術が要求される状況、(6) 犯人逮捕への市民、マス・コミの期待、(7) その期待の刑事による認識、(8) 逮捕への意欲、(9) 別罪で逮捕したあとの不安、(10) 真犯人であるという心証を固めるための自供の役割、(11) 強行犯でも余罪追及が焦点となる状況、(12) 手口による余罪追及、(13) 逮捕できたことによる喜び、などに関して、示唆を得ることができる。

これで、緊急逮捕のケースを終了し、通常逮捕のケースに進む。

- 1) 「鑑」とは、勘ではなく、事件の態様から想定される犯人の特異な知識、というほどのことを意味する。たとえば、「土地鑑」とは、犯行地付近の交通機関、道路、その他の地理的状況に関する知識のことであり、「敷鑑」とは、被害者方の家庭の内情、資産、その他の被害者を中心とする状況に関する知識のことである。尾崎幸一『犯罪捜査の基礎になる考え方』立花書房、1968年、118—129 ページを参照。

第4項 通常逮捕のケース

〔ケース19〕

女に、ある男と別れさせてくれと依頼された男が、その男を恐喝し、任意出頭後、通常逮捕されたケース。

*A 月 18 日、署にて。強行犯係に、恐喝未遂の被害者が来る。供述によれば、以下のような状況。昨年 10 月ごろ、男 X (本人) が車を運転していて、ある女 Y に道をたずね「一緒に乗って案内してくれ」と頼んだところ、「いいわ」と言って同乗し、それで、その女と知り合った。その後、女は、男があまりしつこいので、別れたいと思った。そこで、Z という、妻と 2 人の子供がある 26 歳の男で、関係のある男に、「別れさせてくれ」と頼んだ。昨夜 0 時ごろ、Z は、X に対して、アイロを見せながら、「オレの女に手を出したな。どうにもならないんだぞ。別れる。しかし、オトシマエとして、10 万円出せ」と申し向けた。今夜 9 時、X のアパートへ金を取りに来ることになっている。

*午後 4 時 30 分ごろ、Y の「ヤサ」を見に行く。刑事 A、B、C、X と共に。

*午後 4 時 55 分ごろ、女の「ヤサ」をたしかめたうえで、勤め先に向う。

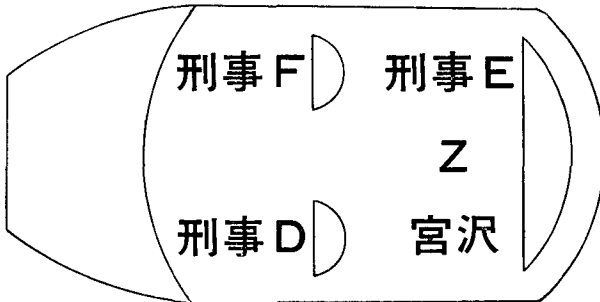
*刑事 A：(女の上役に) ちょっと被害者側の参考人として事情をききたいんですよ。見ていたんじゃないかと思うので。それで、〇〇署まで行ってもらいたいんですが、いいですか。

*Y が出てくる。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

- * 刑事 A: X のことさ。アンタ, わかるべ。
- * Y: X って, 女の人かい。
- * 車の中で X と Y が顔を合わせる。
 - * X: よくもバカにしてくれたな。
 - * 刑事 A: 話はしないでくれや。
- * Y, 何かケロリとした感じで, ついてくる。
- * 午後 5 時 15 分, 取調室で Y を取調べる。Y, 別れさせてくれるように頼んだことを, 供述。取調室の戸は, 開けてある。立会人が, 交代でつく。
- * 午後 5 時 50 分ごろ, 署にて。
 - * 幹部 A: メンドクサイから, 緊逮しようや。はっきりしてるんだから。
- * 午後 6 時ごろ, 被疑者の「ヤサ」に到着。刑事 D, E, F と共に。
 - * 刑事 D: 妻子がいるっていうから, 任同にしようや。カアチャン, 卒倒すると困るから。それにしても, 被害者も悪いんだよな。決まった女がいるっていうんだから。女 (Y) も悪い。男なら何でもいいっていうようなもんだもな。
- * 同じアパートの住人によれば, 妻は勤めで外出。本人も車で外出。部屋には, 子供しかいない。
 - * 刑事 E: 今日は身柄を取るっていうからいいけれども, 待機していて結局は何もなかったってのは, 一番いやだね。
- * 午後 6 時 15 分, 署に帰る。
 - * 幹部 B: 9 時に男 (X) の部屋で張り込むことにしよう。それまでに令状を取るようにして。もし令状が間に合わなかったら, 緊逮にすればいいから。
 - * 刑事 G: 通逮にすれば, まちがいないですよ。緊逮だと, あとでケチつけられるからね。令状却下されても, つまらんし。
 - * 刑事 E: 金を取りに来れば, 恐喝未遂の現逮になるんでないかい。
 - * 幹部 B: 書類作成, 8 時までだよ。できるだけ簡単にね。すぐ請求に行ってもらうから。
 - * 刑事 D: 来なかったら, あしたの朝, 寝込みをおそえばいいし。
 - * 幹部 B: 今日つかんじゃおうや。せっかくおいでになるんだもの。
- * 窃盗の前科があったので, 写真「面割」ができた。
 - * 幹部 B: つかむまでは, 女, 帰せないね。令状が出た時間以後ならば, 手元になくても, 無線を入れて, 緊急執行する。現逮が一番かんたんだけれども, 実際に要求するところまでいかないと, むずかしいから, 最終的には, やっぱり緊逮ということになるね。
- * 逮捕状請求の構成を見る。被害者の供述調書。女の供述調書。刑事 C 作成の捜査報告書。氏名照会記録書。

- * 刑事 D：現逮すればいいじゃない。要求させてさ。押し入れかどっかにかくれて。
- * 午後 8 時 10 分ごろ、取調室で、刑事 F が女に説教している。女、うなだれてきている。
- * 刑事 F：アンタ、自分の行動に責任持ってないもな。そのうち、ヒモになれるぞ。ほっぺ、ひっぱたいてやろうか。
- * 幹部 B の指示。1 隊は、被害者宅で張り込み。約束は 9 時。もう 1 隊は、令状請求に行き、受け取って合流。張り込みは、12 時まで続行。12 時までに来ないときは、午前 5 時から 6 時の間に「朝ガケ」。
- * 幹部 B：女は当直にまかそう。(女に) アンタ、つかまるまで帰されないからね。共犯みたいなものだよ。
- * 午後 8 時 45 分、被害者宅の張り込みに出発。刑事 C は令状請求へ。
- * 午後 8 時 55 分、作業開始。刑事 B, D は、被害者の室内で。刑事 E, F, 宮沢は、アパート向かいの空地の車内で。
- * 午後 9 時、赤い小型車が、被害者の住むアパートの空地に入る。男が下りて、アパートに入って行く。被害者は「白い車だろうと思う」と言うので、われわれは見逃す。
- * 午後 9 時 5 分、刑事 B, D が、その車の男を連れて来る。車で〇〇署へ。車内の座り方。



- * Z：〇〇署まで行くのかい。ああ、バカなこと、したもんだな。ヤツの部屋を見れば、わかるでしょ。あんなヤツから、金、取れると思ってませんでしたよ。ヤツの頭を地べたにつけて、女の人にあやまらせてやりたかっただけさ。
- * 男、動揺の色はかくせないが、それでも無理に胸を張り、大マタで歩いているような感じ。小柄、やせていて、オカっぱ頭。〇〇工で、〇〇の下請をしている。妻子ある男のようには見えない。
- * 午後 9 時 45 分、通常逮捕。それまでは、任意出頭。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

* 刑事 B：中で待っていたら、トントンとノックしてきた。ドアを開けて、われわれの顔をジロッと見て、中へ入ってきた。

* A 月 19 日、午前 9 時 15 分すぎ、署にて。

* 幹部 A：きのうの恐喝、認めてるか。

* 幹部 B：ええ、あの通り（令状の通り）認めています。「インネンをつけたというのは気に入らないけれども、それ以外はその通りです」と言っています。

* 午後 4 時 30 分すぎ、おどしに使ったという手製アイスピックと、さらしを巻いた果物ナイフが出てくる。被疑者の妻が面会に来る。

* 刑事 A：アイスピックにしては、サヤを作ってあったりして、おかしいけれども、銃刀法には触れないだろう。ただ、恐怖の念を強くさせたということにはなる。

* 刑事 B：本人は、「金を取るつもりはなかったけれども、相手がどうすればいいべと言うから、10 万も出せばいいべと答えた」と供述している。

* 刑事 G：本件は、これで送って、終わりだね。不起訴になるんでないの。

* ○○新聞、夕刊。「午後 9 時 45 分ごろ再び A さん（匿名）方に現れたところを張り込んでいた同署員につかまった。」

このケースでは、(1) 任意出頭を求めるやり方、(2) 任意出頭に応じる態様、(3) 参考人、とくに女性に対する取調べの態様、(4) 幹部による緊急逮捕の多用、(5) 被疑者の家族に対する刑事の配慮、(6) 超過勤務を耐えうるものにする逮捕の見込み、(7) 通常逮捕状の発行が間に合わなかった場合に緊急逮捕に切り換えるという幹部の指示、(8) 緊急逮捕が批判されうることの認識、(9) それに基づく、幹部の指揮へのひそかな批判、(10) 刑事が慎重な場合に、幹部が積極的でありうること、(11) 参考人を署内にとどめるやり方、(12) 任意出頭に応じた者を車で同行するやり方、(13) 想定した通り認めるかどうかへの関心、(14) 通常逮捕への任意出頭の先行、などに関して、情報が得られる。

〔ケース 20〕

義妹を強姦して通常逮捕されたケース。

* A 月 2 日、午前 7 時 10 分ごろ、署にて。強行犯の刑事 A、B、C が、義妹を強姦した被疑者を質問している。

- * 刑事 D：令状はあるが、任同した。
- * 刑事 A：（机をバーンとたたきながら、大声で）X！ 言ったらどうなんだ。きちんとすわれ。
- * 刑事 B：「スイマセン」じゃ、わからんだろう。言ってしまえよ。
- * 午前7時15分、全面的に認めたのではないが、逮捕。
- * 刑事 B：言えば逮捕するし、言わなくても逮捕するし。バカで、弁録（弁解録取）だっていうのに、言わねえんだもの。「アンタの弁解をきいてやるんだよ」って言うのに。
- * 逮捕手続書には、任同してきたことを書いていない。
- * 刑事 A：任同したなんて書かないでよ。（宮沢に）任同したときに逮捕だなんて言われるから、わざと書かないわけさ。

このケースでは、(1) 逮捕状がある場合でも、まず任意出頭を求めること、(2) 弁解録取で尋ねられる内容とその方法、(3) 実質的拘束の時点から逮捕とみなされることへの警戒、(4) それを避けるための、逮捕手続書の内容の操作、などに関して、情報が得られる。

第5項 要 約

以上のように見てくると、強行犯捜査においては、通常逮捕のほか、発生事件に総力を割くという方針から、現行犯逮捕またはそれに近い緊急逮捕があることになる。そして、現行犯逮捕またはそれに近い緊急逮捕に先行するものとして、職務質問が重要となる状況もありうるし、また、逮捕に先行して任意出頭を求めることもある、ということになろう。他方、取調べにおいては、心証を固め、証拠を得るために自供が不可欠となりうるし、盗犯ほどではないにしても、自供を通しての余罪解明が可能となることもあるわけである。また、余罪解明が期待される場合はもちろん、余罪がなくても否認している場合には、勾留期間一杯の取調べが必要になる、と推測される。なお、外勤部門で逮捕されたケースも、取調べは強行犯係刑事が行なうことは、言うまでもない。

かくして、逮捕とそれに先行する段階では盗犯捜査と違いがあるが、取調べ段階では大きな違いがない、と言ってよいであろう。次は、暴力犯捜査である。

第4節 暴力犯関係の捜査活動

暴力犯捜査¹⁾とは、いわゆる暴力団の構成員を被疑者とする捜査のことである。犯罪が何であるかは問わない。しかし、捜査の重点目標とされている犯罪は、やはり存在するのであって、その特性が、捜査行動の特異性を作り出すように思われる。ケースの提示に先立って、それらの事柄を概観しておこう。

ある幹部によれば、私の観察当時、この警察署で把握していた管轄区域内の暴力団は7団体、構成員は375人であった。そのうち、「首領」が25人、「実子分」などの幹部が80人、「組員」が221人、「準構成員」が49人である。しかし、「大体は動静を把握しているが、相手も移動するし、こちらは手不足」という状況であると認識されているので、盗犯係や強行犯係の刑事たちに対しても、「盗犯、強行で扱ったものでも、暴力団構成員、準構成員の疑いがあれば、(各種捜査書類の)『暴』のところにマルをつけてくれませんか。はっきりした根拠がなくてもいいんですからね。こちらに声をかけてくれてもいいし」という依頼がなされるのである。

暴力団員である被疑者の取調べは、他の場合に比べてかなり困難であると考えられている。ある幹部によれば、「知能犯、暴力団関係の被疑者は、ドロボウなどとは明らかに異なる。ある程度の生半可な知識はあって、任意処分を拒否できるくらいのことは、知っているんですよ」ということである。

かくして、「暴力団に対しては、原則として強制捜査」(強行犯係刑事)で臨むものと考えられている。また、取調べにあたって、ある程度きびしい態度で対しなければならぬとされる。たとえば、模造ピストルをつきつけて脅したという事件の取調べで(下記の〔ケース23〕)、ある刑事が、語気鋭く「殺人未遂で送検しても、しかられないんだぞ」と追及していたが、ある幹部によれば、「あれは、おこってるんでなく、説

得してるんですよ」という程度のことでありと考えられているし、他の刑事事によれば、ある程度のきびしさが許されるのは、「暴力団の場合は、悪いヤツだという一般の考えがあるからね」と、一般市民の支持に基づくものと認識されているのである。

そのような一般の状況の中で重点目標とされているもののひとつは、暴力団の有力資金源であると考えられている覚醒剤に関する犯罪である²⁾。覚醒剤に関しては覚せい剤取締法が根拠法令であるが、その所持、売買、使用の事実を明らかにするためには、覚醒剤自体を直接証拠として提示することが望ましい。そこで、ある幹部によれば、「こちらのやり方は、『ガサイレ』(捜索)、現行犯逮捕、逮捕に伴う『ガサイレ』に切り換え、というパターン」が中心になる、と考えられているのである。もっとも、捜索に向かったとしても、「カクセイ剤が一番むずかしいね。すぐに流されてしまうし、戸はあけてくれないし」(暴力犯係刑事)という状況があると認識されている³⁾。かくして、ここで示した、過去の所持、売買、使用の事実に関する情報で得た、過去の所持、売買、使用にかかわる覚醒剤や器具を対象とする捜索・差押令状を、捜査現場での新たな犯罪による現行犯逮捕のために使う、という捜査技術のほかにも、いわば暴力団の裏をかくための、特異なやり方が工夫されなければならないであろう。

そのように、暴力犯捜査には、盗犯捜査や強行犯捜査には見られない、特異な要素があると考えられる。そして、その特異性に関する評価において、幹部たちの間でも見解の違いがあるようである。たとえば、ある幹部は、「法律のワクの中でどんなに苦労して捜査しているか、大変だと思うよ。相手は犯罪のプロだから」と述べて、「暴力犯係の人たちは、捜査のプロですよ」と讃えていたが、別のある幹部は、「暴力ではそうかもしれませんが、私たちの方では、捜索・差押の目的はきびしく特定していますよ。いろんなやり方があるんですね」と、自己の任務領域に関して否定することにつとめていた。

ちなみに、暴力犯係の1974年の「犯罪事件処理簿」を見ると、強制捜査によらないものが20件、現行犯逮捕が21件、緊急逮捕が4件、通常逮捕が51件、余罪としての処理が48件となっている。そうしてみると、強制捜査を原則としているという認識は、事実と合致しているようである。しかし、現行犯逮捕は、捜索・差押の用法に関する発言から推測されるほど多くはないようである。したがって、上記引用の発言は、平均的な捜査行動に関する報告としてよりも、むしろ、暴力犯捜査にあたってはそのような方法も必要であるし許容される、という考え方の現れとして、理解すべきであろう。また、余罪の比重の大きさにも注目しておきたい。余罪解明と、そのための逮捕後、とくに勾留中の取調べは、暴力犯捜査においても重要と思われる。

そのような暴力犯捜査に関して報告に足りる見聞が得られたケースは、残念ながら、数の点で、強行犯捜査のケースにも及ばない。類型別にあげると、捜索・差押のみ1件、通常逮捕1件、逮捕類型不明1件、保釈取消の収監から発展して複数の犯罪が明らかになったもの1件で、合計4件である。しかし、暴力犯捜査の特殊性を断片的に窺うためだけにでも、生のデータを提示する価値はあろう。上記の順序で、提示していこう。

〔ケース21〕

ブルー・フィルムの捜索・差押で、対象物を発見できなかったケース。

*A月9日、午前9時20分、暴力犯係と共に「ガサイレ」に。例のブルー・フィルムの件。〇〇店。任提用紙を準備。カクセイ剤の試薬も準備。

*刑事A：最大限を期待して行こう。

*午前9時35分、刑事Bが入る。宮沢ほか5人は外で待つ。

*刑事B：Xさん、〇〇署なんだけど。こういうことでねえ、ちょっと、うちの中、見せてほしいんだけど。

*X：何もないよ。いいよ。仕事だから協力するよ。

*午前9時38分、開始。雑談しつつ、それとなくさぐりながら。階下1室3人、2階1室2人、手分けして実施。タンスなどから出した物は、再びキレイに入

れ直す。

- * Xの妻：お父さん。何さ、いやらしい。(刑事に)なかったらどうなるの。なかったら、「どうも」ですますのかい。どうするのさ。
- * 刑事 C：裁判官が「いい」って言うんだからね。なかったら、それでいいわけさ。
- * X：誰かから、オレが持ってるって、話があったのかい。
- * 刑事 C：それとなくわかったのさ。
- * 結局、何も出ない。
- * 刑事 B：アンタ、酒の席でも、ブルー・フィルム持ってるなんてこと、ホラ吹いたんじゃないの。人の口を伝わっているうちに、話が大きくなることもあるんだよ。
- * X：そう言えば、そんなこと、言ったかもしれませんね。
- * 納得してくれるように説得する。
- * 刑事 A：とにかく、オヤジだけでも納得してもらわないことにはね。それが一番大事だから。

このケースからは、(1) 搜索・差押の対象以外の物の発見も期待し、そのための準備をして出動すること、(2) 刑事に直面した際の反応、(3) 原状に復しながら行なわれる搜索、(4) 発見に失敗した場合に相手を納得させる説得、などに関して、情報が得られる。

〔ケース22〕

暴力行為等処罰ニ関スル法律違反で通常逮捕したケース。

- * A 月 12 日、暴力犯係で、暴力行為被疑者の逮捕に向かう。
- * 刑事 A：傷害の容疑を暴力行為に落としてね。
- * 午前 8 時 55 分、刑事 A、B、C と共に署を出る。
- * 午前 9 時 5 分、宿泊している旅館につく。
- * 刑事 A：部屋代を払っていないけれども、そのまま泊めておくように頼んでおいた。
- * 部屋には、女しかない。
- * 刑事 A：帰ってきたら、「マジメにやる気があるなら使ってやる」と伝えてくれ。それでわかるから。
- * 午前 9 時 8 分、朝食に行ったというので、近くの食堂へ行く。すぐに発見して、任同を求める。
- * X：署へ行くんですか。
- * 刑事 A：いや、宿でいいから。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

- * X: オレの言い分もあるし、行きますよ。
- * X の両側に刑事 2 人, うしろに刑事 1 人。
 - 刑事 A 宮 沢
 - 進行方向 ← X 刑事 C
 - 刑事 B
- * 午前 9 時 12 分, 部屋へ戻る。逮捕状を見せる。
 - * 刑事 A: 奥さんには, ウソ言って, 悪かったな。
 - * 刑事 B: 逮捕現場で「ガサ」(捜索) できるから, させてもらうからな。
- * 車中の話では, 「ヤク」を期待している。
 - * X: 窃盗でもないのに, 何でさ。
 - * 刑事 B: アンタ, 「マルボウ」の疑いがあるからな。できることになっているからな。
 - * 刑事 A: オメエ, どこかの「ノレン」持って (組織の構成員になっていること) ねえか。「ピラ」(組織の系統図, たとえば葬儀の案内状) かなんか, ねえか。
 - * X: ないです。昔は〇〇 (暴力団の名) だったけど, 今は無関係です。
- * 紙袋など二, 三を見ただけで, やめる。
 - * 刑事 B: 「ワッパ」(手錠), どうします。
 - * 刑事 A: いいだろ, しなくても。
 - * 刑事 B: オマエ, みっともないことはするなよ。
 - * X: オレにも言い分あるから, 行きますよ。
- * 午前 9 時 18 分, 〇〇署前に到着。車を下りるときに, 手錠をかける。
- * 午前 9 時 30 分, 刑事室に着いて, デスクの前にすわらせ, 弁解録取書を作る。刑事 A, 逮捕状記載の被疑事実を読みきかせる。
 - * 刑事 A: この事実あったことは, 認めるんだべ。
 - * X: 殴っちゃ, いませんよ。
 - * 刑事 A: 相手の体にさわれば, 暴行ということになるんだ。オマエにもわかるべ。
 - * X: ええ。
- * 住所, 氏名, 年齢, 職業などをきく。
 - * 刑事 A: 弁護士はどうする。
 - * X: いません。
 - * 刑事 A: どうして, いらねえんだ。
 - * X: いません。オレにだって, 言い分があるんだ。あいつがオレを訴えるんなら, オレも訴えてやる。あいつは, 「ヤッパ」を持っているからな。
 - * 刑事 A: いいんだって。まず, 自分のことを片付けりゃいいんだ。

- * ○○こと Y という共犯にも逮捕状が出ているが、こちらの方は、○○（他市）に逃げた。この逮捕状が出た暴力行為のあとで被害者から金を入手している。それが恐喝になるかどうかが本命。
 - * 幹部 A：あれは、恐喝、立てなさいよ。
 - * 刑事 A：被害者から調書は取ったんだけど、むずかしいですよ。
 - * 幹部 A：そんなことはないよ。絶対に恐喝にできますよ。よく被害者を調べなさい。
- * X の供述調書を見る。マスターが、Y に「水でも飲んでいろ」と言って、カウンターのこちら側に出てきたから殴ったのであり、その後、包丁を持ってきたから、イスで殴り、倒れたところを蹴りつけたのである。3万円は、Y が腕時計をなくして、セーターを破られたので、その弁償の一部として、もらったのである。
- * マスターとママ（被害者で、夫婦）の供述調書を見る。腕時計をしていたかどうか、はっきりしないし、セーターを破ってもいない。カウンターから出たのは、Y をしずめるためである。金を渡したのは、弁償金として納得してではなく、後難をおそれたからであり、自分にも悪いところはあったからである。
- * 捜査報告を見る。傷あとはあるが、写真でははっきりせず、診断書もなく、治療しているから、傷害は立証できず、暴力行為に変更する。
- * 別の小料理屋のオカミ（別事件での被害者）の供述調書を見る。300円相当のハシ立てをこわされたので、告訴する。
- * 刑事 B、X が泊まっていた宿のオカミに電話する。
 - * 刑事 B：○○ちゃん（X の内妻）に伝言して、洗面具と、何か甘いものを持ってくるように言ってくれるかい。いろいろ、すみませんね。
- * A 月 23 日、午前中、署にて。暴力犯係で、刑事 A が、先日一緒につかまえに行った X を取調べている。係長によれば、再逮捕した。
 - * 刑事 B：この前の暴力行為では、被害者が刃物を持ち出したりして、弱かったけれど、他に恐喝未遂なんかをつけて、略式で5万円になりましたよ。

このケースでは、(1) 逮捕理由である被疑事実以外の犯罪を期待して行なう捜索、(2) 弁解録取で尋ねられることの内容と、質問のやり方、(3) 刑事の心証を否定して、事件価値を高めることを求める、幹部の指揮、(4) 逮捕状が請求されうる事件の規模（上記のデータには現れていないが、300円相当の被害で告訴が出された件は、被害届も出すように依頼したものであって、A月8日には、器物損壊を理由に、逮捕状の請

求がなされた), (5) 余罪追加の効果, などに関して, 情報が得られる。

〔ケース23〕

模造ピストルをつきつけて脅し, 機動捜査隊に逮捕されたケース。

*A 月 29 日, 午後 6 時 30 分すぎ, 署にて。刑事 A が語気鋭く追及している。

* 刑事 A: 殺人未遂で送検しても, しかられないんだぞ。

* 幹部 A: あれは, おこってるんでなく, 説得してるんですよ。

* 刑事 B: 暴力団の場合は, 悪いヤツだという一般の考えがあるからね, 追及しやすい。

* 模造ピストルをつきつけてオドシタ事件。ただし, 「金を出せ」とは言っていない。機捜は, 銃刀法で逮捕。幹部 A は, 脅迫を立てようとしている。

*B 月 2 日, 午前 10 時 20 分, 署にて。

* 刑事 A: ケン銃を作ったヤツを追及している。いや, ワルイヤツだ。ウソでかたまっている。

*B 月 5 日, 午後 5 時 30 分すぎ, 署にて。

* 刑事 A: ピストルのやつ再勾留が取れた。そんなに珍らしいことではねえよ。検事が, 「あと 1 週間ぐらいガンバッテミレッ」とさ。動機関係がはっきりしないわけさ。「金が目的でやりました」という調書にしたいんだけど, 否認してるのさ。再勾留になって, まいってるだろうけどね。本人は, 「金なんかいらない」と言ってるけど, それをくつがえす証拠を探して, ギャフンと言わせてやろうと思ってね。まず, 「子供を引き取りに行った」というのはくずしたね。親に育てさせるというけど, 親は生活保護もらってるんだから。その次に, 「自分で働く」と言ってるけど, 無職だからね。これも, くずれるね。要するに, 「悪いヤツだ」と言って, 刑を重くしてもらいたいわけさ。同時に 2 人の女に子供を産ませるぐらいで, 女を食いものにしているということもね。犯罪行為だけ立証するなら, なに, かんたんなものさ。検事も, 「犯罪行為だけははっきりしてれば起訴できる」と言いながら, 「動機関係をもっとつめろ」ということになるのさ。

このケースからは, (1) 暴力犯に対する取調べの調子, (2) その背景にある, 暴力団に対しては多少きびしい方針も世論が認めてくれる, という認識, (3) 事件価値を高めることを求める幹部の指揮, (4) 再勾留を取ってくれたうえ, さらに追及することを求める検察官, (5) 想定された内容の自供を求めること, (6) 勾留が被疑者の抵抗を弱めることへ

の期待，(7) 動機立証の重要性，(8) より重い量刑への関心，(9) 犯罪行為の立証だけでは検察官の期待に答えられないという認識，などに関して，示唆が得られる。

〔ケース24〕

保釈取消による収監から，いくつもの犯罪が明らかになった，ある暴力団親分のケース。ただし，最終的な処分がどうなったのかは，明らかではない。

*A 月10日，署にて。暴力犯係で，X という親分がつかまっている。交機（交通機動隊）で，子分を交通違反で収監しに行ったところ，自分をつかまえに来たと思って，着物のまま窓から逃げ出した。交機から無線連絡があったので調べたところ，保釈取消で収監状が出ていたので，つかまえてきた。

* 刑事 A：腕を見たところ，注射痕があったので，たずねたところ，カクセイ剤の使用を認めた。尿を任提してもらって，鑑定に出した。いずれ「ガサ状」（搜索令状）をとって，「ガサイレ」する。そのほか，こちらからきもしないのに，「〇〇（道外）で2,000万恐喝やってるから，それで来たんじゃないの。それなら〇〇へ送ってや」と言っている。

* X：オレがやったことは言うけど，他人のことは言わないからね。知っていても知らないからね。健忘症になってさ。（宮沢に）「ブンヤ」（新聞記者）さん，でっかく書くんだろ。

* 刑事 A：大きく書かれると，「ガサイレ」がやりにくくなるんですよ。

* 幹部 A：あれはもうけものだね。それにしても，よく任提に応じたものだね。

*A 月12日，午後2時ごろ，署にて。X が取調べられている。内妻も取調室で同席している。

* X：オレ，刑事さんに協力するから，〇〇（他市）に電話させてよ。若い者に仕事させているから，資材について連絡したいから。資材といっても，カクセイ剤じゃないよ。

* 刑事 B：勾留理由どうするかなあ。協力してやるって言われてもなあ。

* 勾留されることは明らかだが，署においてもらう理由があるか，ということ。

* 刑事 A：「ガサイレ」の指揮が出ています。

* 刑事 C：もう棄てられてると思うけど。

*A 月15日，暴力犯係と「ガサイレ」。X の自宅をカクセイ剤容疑で。

* 午後1時40分，出発。

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

- * 午後2時、到着。刑事 A, B, C。立会人は X の内妻。刑事 A が、直ちに妻に捜索令状を読みきかせる。
- * 刑事 A: 奥さん、よく見ていてくれよ。
- * 午後2時55分、終了。結局、押収、差押えるべきものは、何もない。カクセイ剤は、何も出なかった。「エロ映画を持っている」と本人が言っているの、それを出てこないかと期待していたが、タイトル部分の断片とコード類があるだけ。「書状披露」の最近のものがあつたので、もらう。妻に、「これ、いいね」と見せる。
- * 刑事 A: 終わったけど、オヤジサンには言わない方がいいよ。われわれとしては、どうってこともないけど、何も出てこなかったしね。
- * X は、「ガサイレ」されたことを知らない。
- * 刑事 B: ちらかして、ごめんね。大体もとに戻しておいたつもりだけど。
- * 刑事 A: (アパート内に入れてもらった際に) カアチャン、だましちゃった。入れてくれるってさ。
- * 妻が面会に来ていたので、そのまま「ガサイレ」に同行してもらった。
- * X の妻: まだ弁護士頼めないの。
- * 刑事 B: いつでも頼めるよ。
- * 「ガサイレ」の目的物は、注射器。手紙、メモ、電話番号控、「書状披露」なども、克明に見る。
- * 刑事 C: 80万(保釈金)みすみすファイにして、そのうえ、逃げたばかりにバレたカクセイ剤、傷害、恐喝もくっついてくるから、犯歴20件以上ということになると、5年くらいくらくかもしれないね。逃げないでいれば、8カ月ですんだわけさ。判決公判は2月だったから、正月はウチでできたと思うよ。
- * X は、傷害事件の公判で保釈されていたが、判決公判に出席しなかったので保釈取消となり、収監状が出た。他に、〇〇署(他署)で傷害の余罪、〇〇(道外)で恐喝の余罪がある。
- * 刑事 A: 入院していたんだから、診断書でも出せばよかったんだよな。
- * A 月18日、署にて。
- * 刑事 A: X っていうのは、悪いヤツだね。新聞に出たパーソナル・チェック(他人が X のパーソナル・チェックを使った事件)は、〇〇(某銀行支店長)から脅し取ったものらしいね。X は、「たとえ落としたものであっても、他人が使ったとはいえ、自分で払う」と言っているんだけど、本当なら怒るところでしょう。恐喝がバレるのを、おそれているらしいんだね。支店長が、ちょっとしたミスにつけ込まれたのに強く出ないで、ビールを下げた会いに行ったりするから、足元を見られるわけさ。大体、数万円しか預金がない

いのに、支店長の判断で、他人名義で担保なしで金を貸すというのが、おかしいもね。Xは、「不足分を貸したことにしてくれ」と支店長に言っているらしい。〇〇(道外)の事件だってね、ひどいんだよ。不動産屋から2,000万円脅し取ったんだけど、車に乗せて、ポケットの中でライターをカチカチいわせて、「オレのハジキと、オマエがドアから飛び出すのと、どっちが早いべな」と言ったり、「パラスぞ」と言って、相手がカベにしがみついたりしたというんだから。手配されていなかったのは、本名がわからなかったからでしょ。自分でもどれを使ったのか忘れてしまうほど、いろいろ偽名を使っているから。よく悪いことばかり思いつくもんだね。Xは、「青少年不良団」の親分で、自分では、30人くらい子分がいると言ってるね。「青少年不良団」というのは、いわゆる非行少年のことではなく、バクチ(バクト)もやらない、ロテン(テキヤ)も出さないという暴力団のこと。いわゆるグレン隊。

*A月18日、〇〇新聞、朝刊。A銀行(匿名)のパーソナル・チェックが、13日、14日に、8枚使われた。16日に支払い請求すると、預金はわずか数万円で、160万円ほどが不渡りになった。被害はその後も増え、二百数十万円になる見込み。小切手帳は半分以上残っており、なお使われるおそれがある。暴力団員B(匿名)が他人の名義で作ったものだが、使ったのは仲間の暴力団員。Bは落としたと言っているが、口座が開かれたばかりで、振り込み額が少なく、残高照会のできない土曜、日曜に使われており、大がかりな詐欺をしたものとみられる。

*A月19日、〇〇新聞、朝刊。被害総額は、20枚、282万円。手配されたのは、無職、暴力団幹部X(28歳)。10日、〇〇の道路でパーソナル・チェック2冊をひろい、〇〇区〇〇街の時計店で、外国製腕時計2個、外国製ライター2個、合計70万2千円相当を買った。小切手は、暴力団員B(40歳)(匿名)が他人の名義を使って作ったもの。しかし、被害にあった店の話を総合すると、X以外に数人の買人グループがあり、残高照会できない日に集中しており、Bが口座を開いたのは犯行直前で、残高は3万5千円しかなかったの、警察ではBとXらの共謀とみて、X以外の暴力団員の割り出しに全力を挙げている。

*B月17日、午後2時すぎ、署にて。

*幹部A:200万円をパーソナル・チェックで使った事件は、使った女を逮捕して勾留してあるが、どこから入手したか言わない。二、三日、ハンストしたりもしている。

このケースでは、(1)任意提出が果たしうる役割の大きさ、(2)留置場への勾留の関心、(3)捜索・差押令状の内容である対象物がすでに存

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

在しないであろうという見通しの場合でも捜索を行なうこと、(4) 捜索・差押令状の内容である被疑事実以外の犯罪に関する証拠も期待して捜索を行なうこと、(5) 任意提出の実際、(6) 捜索を行なったことを被疑者に知られまいとする努力、(7) 弁護人選任権に関する一般人の知識の程度、(8) 予期せぬ余罪が判明し、その取調べが必要になる状況、などに関して、示唆が得られる。

これで、暴力犯に関するケースの提示を終わる。

〔要 約〕

さて、このように見てくると、暴力犯捜査における捜索・差押の用法、機能が、最も注目される。また、取調べの段階では、一般人の被疑者を相手にする場合とは多少違った、かなりきびしい調子での追及が行なわれると、推測される。さらに、事件の価値を高めること、あるいは、よりきびしい量刑を得ることへの関心から、勾留期間を通しての取調べの続行、あるいは、余罪の探求も、必要とされる状況があると考えられる。したがって、勾留の活用と余罪解明は、暴力犯捜査においても重要であると思われる。そして、それらの性格づけは、はじめに引用した幹部や刑事たちの発言から推測されたものと、よく一致している。

- 1) 暴力団犯罪の実態とその対策に関して警察の観点から論じたものは、警察関係の雑誌の内容を一瞥すれば明らかなように、枚挙にいとまがない。たとえば、総合的な特集として、警察学論集、24巻10号、1971の「特集・暴力団取締りの実務」と、捜査研究、27巻12号、1978の「特集・暴力団犯罪」を参照。しかし、捜査活動の戦術的・技法的側面について論じたものは見当たらない。
- 2) 暴力犯捜査の戦略的な目標が暴力団の資金源を断つことにある点について、前注1)のほか、たとえば、東条伸一郎「暴力団犯罪——その資金源の捕捉と規制について——」警察学論集、24巻11号、1971、42—59ページ、川人 衛「暴力団の資金源の実態」警察公論、29巻7号、1974、39—45ページ、中島勝利「暴力団の資金源犯罪対策」同、31巻2号、1976、32—36ページなどを参照。
- 3) 薬物なしで事件の立証をいかに行なうかという問題を論じたものとして、村

上尚文「麻薬・覚せい剤犯罪の捜査をめぐる諸問題——いわゆる『物なし事件』を中心に——」警察学論集，27巻11号，1974，92—113ページがある。

第5節 要 約

以上，外勤部門，とくに派出所員による捜査のケースから始めて，盗犯捜査，強行犯捜査，暴力犯捜査に関して，生のデータを提示してきた。ここで，以上のケースから窺われる，刑事による捜査過程の基本的パターンを，整理しておこう。

まず，逮捕に先行する段階では，盗犯関係，強行犯関係における任意出頭，とくに，通常任意同行と呼ばれているものがある。すでに逮捕令状を手に行っている場合でも，まず，そのタイプの任意出頭を求めることが，かなり多いと考えられる。また，強行犯関係では，発生事件の迅速解決という観点から，職務質問も重要な行動と思われる。その場合，警職法上の任意同行がこれに続き，一定の心証が得られた段階で，取調べのための任意出頭に切り換えられることになる。

それらに対して，暴力犯関係では，必ずしも逮捕に先行するわけではないが，搜索・差押の役割が，きわめて特徴的である。とくに，別事件に関する証拠をも発見したいという期待に注目すべきである。

逮捕段階では，盗犯関係では，通常逮捕のほかに，通常逮捕に近い緊急逮捕が行なわれるのに対して，強行犯関係では，通常逮捕と並んで，現行犯逮捕またはそれに近い緊急逮捕が行なわれる，という違いがあるように思われる。しかし，緊急逮捕がかなり大きな比重を占めると推測されることに，違いはない。

取調べ段階では，余罪への関心と，勾留期間一杯の取調べが，共通のパターンである。それらは，盗犯関係において最も著しいが，強行犯関係，暴力犯関係においても，見ることができる。そして，私が見聞しえたかぎりでは，逮捕されたケースで勾留されなかったものはなく，また，勾留のすべてが留置場におけるものであったことに，注意すべきで

犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動 (3)

あろう。

他方、取調べ段階での違いとしては、盗犯関係、強行犯関係に比較した場合の、暴力犯関係での取調べのきびしさが、あげられよう。そのきびしさは、世論が認めているという認識を背景としているように、思われる。

以上、生のデータを提示したケースの内容から、刑事による捜査過程の大づかみなイメージを構成してみた。続いて、捜査過程の各段階における行動、あるいはその選択に関する意識を調査票によるデータを補いつつ、個別のかつ詳細に記述することにしよう。そこでは、各ケースから示唆、情報が得られるものとして挙げておいた事柄が、いわば各ケースを横断する形で、とりあげられることになる。そして、本章の冒頭において述べたように、断片的に引用されるデータに対する私の解釈の妥当性に疑問が生じたならば、本章が、常に参照されねばならないのである。

《Summaries of Contents》

The Attitudes and Behavior of the First Line Detectives Concerning Criminal Investigation: A Study with Observational and Survey Methods (3)

Setsuo MIYAZAWA*

I. Introduction

1. The Aims of This Article and Its Position in the History of Police Studies in Japan
 2. The Process of Data Gathering
- Appendix 1. Questionnaire Items and the Response Distributions (Vol. 30, No. 1)
3. Some Methodological Problems

II. Observational Data of the Major Cases

1. Investigative Activities in the Patrol Division
2. Investigative Activities Concerning Property Crimes (Vol. 30, No. 2)
3. Investigative Activities Concerning Violent Crimes

The second group of cases handled by the detective divisions is concerned with violent crimes such as homicides, rapes, robberies, arsons, bodily injuries, intimidations, and assaults. The data are presented for six cases: an arrest of flagrant offender, two emergency arrests, two ordinary arrests, and no arrest in one case.

* Associate Professor, Faculty of Law, University of Hokkaido, and Ph. D. candidate, Department of Sociology, Yale University. LL. B., LL. M., University of Hokkaido, and M. A., Yale University.

The major characteristic of the investigation of violent crimes is that the detectives must respond to any case. Unlike the investigation of property crimes in which a team of only two detectives is usually assigned to one case, more than half of the detectives in the violent crime section, led by a vice chief of the station and the chief of the division to which the section belongs, rush toward the scene of incidence. Supervisors believe that because urgency is required, the investigation of violent crimes involves the largest danger in illegal investigative activities. As result, they claim that legal police behavior is most important here.

Despite the supervisors' concern with the legality, the quick solution of the case is the immediate concern for the detectives. Finding and questioning the suspect near the scene and persuading him to accompany to the station are very important. Hence, a large portion of arrests made by the violent crime section consists of arrests of flagrant offender or emergency arrests.

At the stage following arrest, the situation is not different from that of the investigation of property crimes. Questioning of the suspect is still the core of the investigation, because confession may become necessary in order to confirm the detectives' conviction about the guilt of the suspect and to gather additional evidence. Even unsolved cases may sometimes be solved through confession. Therefore, when the solution of other cases is expected or the suspect remains silent, questioning may be continued for the entire period of detention.

4. Investigative Activities Concerning Organized Crime

The last group of cases concerns crimes committed by members of organized crime. The data are presented for four cases: search and seizure without arrest in one case, an ordinary arrest in another, an arrest of an unknown type, and detention by revocation of bail.

Supervisors believe that unlike thieves, members of organized crime have some knowledge about the law of criminal investigation

and refuse to comply with voluntary measures. Therefore, when the suspect is a member of organized crime, compulsory measures such as search and seizure and arrest are taken from the outset, and stronger methods are used in questioning. The detectives think that differential treatment of members of organized crime is justified because of the public attitudes toward them.

The major target of the investigation of the organized crime section is crime involving drugs, because drugs are considered the major financial source in organized crime. Hence, the detectives use a warrant of search and seizure in a very peculiar way. A warrant is issued on the basis of evidence of selling, possessing, or using drugs. The detectives do not expect that members of organized crime to keep any portion of the drugs or anything related to them. They simply use the warrant to enter the place where the suspect may be just selling, possessing, or using other drugs, without expecting that they can find the particular drugs specified by the warrant. In other words, a warrant of search and seizure is used to create the opportunity to make an arrest of flagrant offender or find evidence of other crimes. This practice is not limited to the investigation of drug-related crimes.

At the stage following arrest, questioning of the suspect is again important, because the rare chance of arresting a member of organized crime has to be used most effectively. The detectives try to raise the value of the case in order to get a severe sentence, and solving other crimes committed by the same suspect is one way to do it. Therefore, questioning may continue throughout the period of detention.

5. Summary

The following are suggested as the basic patterns of investigative activities of the detectives, based on the observational data presented.

Before arrest, in the case of property, and sometimes violent, crimes, it is common practice to visit the suspect and ask him to

appear at the police station for questioning. This practice occurs even when an arrest warrant has already been issued. In regard to violent crimes, questioning around the scene of crime is also an important activity, because urgency is required. And the suspect will next be asked to go to a nearby police box or the station. If the detectives believe that their suspicions are supported, the questioning of a suspicious passer-by will change into the questioning of a suspect with a specific investigative purpose. In regard to the investigation of organized crime, search and seizure procedures are most interesting. The detectives use a search and seizure warrant for other purposes.

At the arrest stage, there seems to be a difference that while ordinary arrests are likely to be made in the investigation of property crimes, arrests of flagrant offender are more likely in the investigation of violent crimes. But, in either case, emergency arrests seem to share a substantial portion of arrests made by the detectives.

After arrest, interest in unsolved crimes and questioning of the suspect throughout the period of detention are common features. Notably, I did not observe any case in which detention was refused by the judge, and detention was always made in the custodial facility of the station rather than in an outside detention facility. A major difference at the stage following arrest is the stronger attitudes of detectives in questioning members of organized crime. The detectives' attitudes seem to be based on their belief that the public supports their actions.

In the next chapter, I will describe more specific behavior of the detectives at each stage, and examine how each form of behavior is supported by a majority of them.

(to be continued)